

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕

○裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則（最高裁五）

〔省 令〕

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七三）

〔告 示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務二一四）

○無線局運用規則の規定により、無線局が同規則の規定によるものが困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を定める等の件の一部を改正する件（同二一五）

○海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件の一部を改正する件（同二一六）

○海上無線航行業務に使用する電波の型式及び周波数等を定める件の一部を改正する件（同二一七）

○原戸籍の一部が滅失した件（法務二四七）

○日本国に帰化を許可する件（同二四八）

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務二六八）

○特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件（中央労働委二）

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件（農林水産八二三）

○保安林の指定をする件（同八二四）

○保安林の指定施設要件を変更する件（同八二五）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通五九三、五九四）

○留萌ダムの建設が完了した件（同五九五）

○航路標識に関する件（海上保安庁一四四、一四七）

○道路に関する件（関東地方整備局二六二、二六三）

○都市計画に関する件（北陸地方整備局八八）

○道路に関する件（九州地方整備局七三、七四）

○道路に関する件（北海道開発局七九、八〇）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔官庁報告〕

国家試験

第五十二回原子炉主任技術者試験口答試験の施行（文部科学省・経済産業省）

公聴会

大保ダム関係鉱区禁止地域指定請求（公害等調整委員会公示二）

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社整理、再生関係

会社その他

最高裁規則

○最高裁判所規則第五号

裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十二年五月二十八日

最高裁判所

裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則

裁判官の育児休業に関する規則（平成四年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。
第二条を削る。

第一条の見出しを「法第二条第一項ただし書の最高裁判所規則で定める特別の事情」に改め、同条中「裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律百十一号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第一号中「第八条第二号に掲げる」を「第八条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第三号中「第三条第三項」を「次条第三項」に、「両親が育児休業等」を「育児休業」に、「当該計画に基づいて当該裁判官の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を常態として養育した」を「三月以上の期間を経過した」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第二条第一項ただし書の最高裁判所規則で定める期間）
第一条 裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律百十一号。以下「法」という。）第二条第一項ただし書の最高裁判所規則で定める期間は、五十七日間とする。

第三条第三項中「第一条第三号」を「前条第三号」に、「両親が育児休業等」を「育児休業」に改める。
第八条中「次に掲げる」を「育児休業をしていない裁判官について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとする」に改め、各号を削る。

第九条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は前条第一号に掲げる場合」を削る。

附則

1 この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の裁判官の育児休業に関する規則第三条第三項の規定により裁判官が申し出た計画は、この規則による改正後の裁判官の育児休業に関する規則第三条第三項の規定により裁判官が申し出した計画とみなす。

最高裁判所長官 竹崎 博允

省令

○厚生労働省令第七十三号
所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)の一部の施行に伴い、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 長妻 昭

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成二十一年厚生労働省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

告示

○総務省告示第二百十四号
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十八日

総務大臣 原口 一博
八八式地对艦誘導弾システム(改)実用試験部隊

二 国外派遣期間 平成二十二年五月三十一日から平成二十二年九月一日まで
三 派遣人数(概数) 八十人程度
四 派遣地 域 アメリカ合衆国カリフォルニア州

○総務省告示第二百十五号

無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第十八条の二の規定に基づき、昭和三十七年郵政省告示第三百六十一号(無線局運用規則の規定により、無線局が同規則の規定によることが困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十八日

総務大臣 原口 一博

第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

八 呼出符号が不明な船舶局を呼び出す必要があるときは、呼出符号の代わりに当該船舶局のある船舶の船名(船名が不明であるときは、当該船舶の進行方向及び速力並びに付近の航路標識との位置関係その他の当該船舶を特定できる事項)を送信することができる。

○総務省告示第二百十六号

無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第五十六条の規定に基づき、昭和五十九年郵政省告示第九百六十四号(海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十八日

総務大臣 原口 一博

1 の(4)イの表中「[156.65(9)kHz]」を「[156.65(9)]」に改め、同表注10中「(0.05)の次に「海上保安庁の無線局と面議を行う場合又は」を加える。

○総務省告示第二百十七号

無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第七七条及び第七八条の規定に基づき、平成十四年総務省告示第二百三三号(海上無線航行業務に使用する電波の型式及び周波数等を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十八日

総務大臣 原口 一博

(1)表中南島島の項を削る。
(2)表中「[156.65MHz(2)]」を「[156.65MHz(1)]」に改める。

○法務省告示第二百四十七号

大阪府岸和田市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年六月二十八日から、同市長に対して、次の手続をしてください。
一 当該原戸籍に係る関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更正し、提出すること。
二 前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注意

一 申出は、口頭でも差支えなない。
二 申出の手続については分らないことがあれば、岸和田市役所又は大阪法務局岸和田支局に照会すること。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣 千葉 景子

大阪府岸和田市土生瀧町七十六番屋敷 上田耕太郎

○法務省告示第二百四十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成二十二年五月二十八日

法務大臣 千葉 景子

住所 東京都武蔵野市吉祥寺東町1丁目3番7号 スナイジー・トーマス・ランドルフ・ブルース 昭和45年6月17日生

住所 神奈川県横浜市神奈川区磯子区磯子 藤原 昭和 昭和25年9月13日生

住所 神奈川県横浜市磯子区磯子5丁目3番2-108号 ハ・チヤイ・タン・フ 昭和36年9月16日生

住所 フ・ハ・ビエト・ニヤト・フイダオ・フオン・ウン・アイン・ミン 昭和60年3月14日生

住所 フ・ハ・ビエト・ニヤト・ホアイン・ナム 昭和62年9月29日生

住所 大阪府岸和田市磯上町4丁目1番25号 金淵子 昭和32年11月13日生

住所 東京都新宿区富久町7番6号 金子子 昭和51年6月10日生

住所 東京都豊島区雑司が谷1丁目47番5号 文玉枝 平成元年2月11日生

住所 山口県下関市東向山町12番10号 金智恵子 昭和40年4月24日生

住所 慶徳治 平成2年4月28日生

住所 慶徳子 平成4年8月9日生

住所 福岡市城南区片江5丁目46番20-107号 慶徳治 昭和33年8月17日生

住所 名古屋市港区十一丁目3丁目88番地5 本克成 昭和44年2月8日生

住所 金原由美 昭和51年9月14日生

住所 本藤輝 平成10年5月29日生

住所 本藤輝 平成11年10月14日生

住所 名古屋市港区十一丁目3丁目135番地2 金正信 昭和53年12月10日生

住所 名古屋市港区錦町18番11号 金藤泳 昭和28年1月24日生

住所 本茂子 昭和27年7月12日生

住所 金亞希 昭和56年7月11日生

住所 名古屋市緑区武落町821番地 慶徳未 昭和50年7月28日生

住所 山口県長門市東深川381番地21 金隆善 昭和51年6月18日生

住所 金道善 昭和53年10月7日生

住所 名古屋市中央区沖田町60番地 金藤一 昭和58年5月2日生

住所 京都市右京区西院西矢掛町3番地10 徐廷旭 昭和23年4月3日生

住所 李喜菊 昭和26年11月23日生

住所 徐壽加 昭和56年1月26日生

住所 徐一真 平成元年1月23日生

住所 大阪府和泉市唐園町2丁目7番87-1004号 徐尚代 昭和58年11月9日生

住所 京都市山科区西野山百々町66番地25 姜未愛 昭和54年12月25日生

住所 広島県呉市広石内2丁目2番32号 松川千恵美 昭和47年1月14日生

住所 福岡県糟屋郡宇美町原田3丁目20番3号 金藤 昭和53年10月24日生

住所 大阪府羽曳野市稚井4丁目8番1-502号 孫貴希 昭和61年8月26日生

住所 孫達哉 平成元年2月23日生

住所 大阪府東大阪市大蓮南1丁目3番9号 邵英治 昭和19年11月20日生

住所 金洋子 昭和20年9月30日生

住所 大阪府東大阪市小若江1丁目6番5号 金定子 昭和23年3月13日生

住所 神戸市北区藤原台中町3丁目5番8号 権雅仁 昭和37年10月1日生

住所 安美樹 昭和42年3月29日生

住所 権勝太 平成5年1月16日生

住所 権基大 平成9年12月5日生

住所 権茜 平成14年8月19日生